

大崎市耐震改修促進計画の概要

《計画策定の背景》

◆平成7年1月 阪神・淡路大震災における被害状況

地震による直接的な死者

5,502人



倒壊した建築物等による圧死

約9割

建築物の耐震化が重要な課題

◆耐震改修促進法の改正（平成18年1月）

建築物の耐震化促進を図るため、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充など

【国の基本方針】

住宅、特定建築物の耐震化率 現状75%→平成27年度まで90%を目標

都道府県耐震改修促進計画の策定

市町村耐震改修促進計画策定の努力義務

公共建築物は、災害時の機能確保の観点から強力に耐震化 など



地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、早急に住宅・建築物の耐震化を進め、地震に強いまちづくりを推進する必要があります。

《計画の目的》

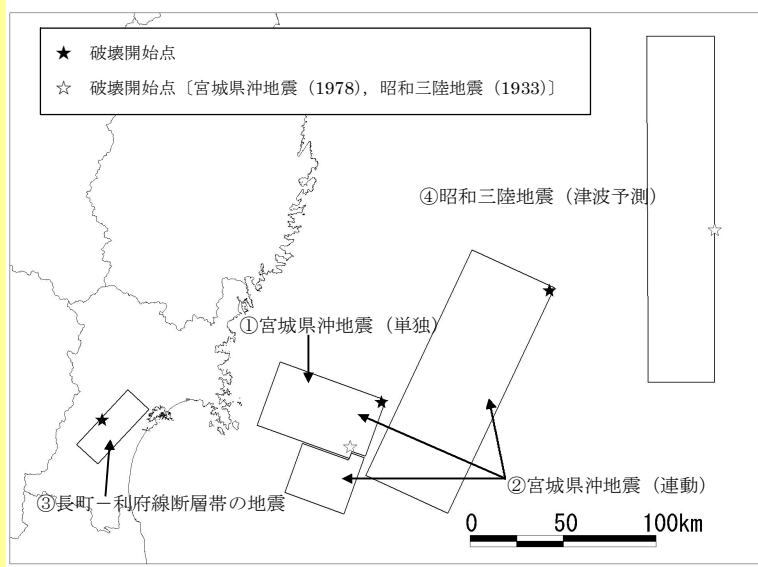
「大崎市耐震改修促進計画」は、今後発生が予想される地震における住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。

宮城県沖地震の長期評価》

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成20年1月11日に公表した「宮城県沖地震の長期評価」は次のようになっており、近い将来高い確率での発生が予想されます。

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
宮城県沖	7.5前後 (連動8.0前後)	60%程度	99%	—	37.1年 29.6年前

宮城県沖地震の発生確率 30年以内に99%



想定地震の断層モデル位置図

宮城県沖地震による 本市の被害予測

- ①建築物被害
- | | |
|----|---------|
| 全壊 | 499 棟 |
| 半壊 | 6,126 棟 |
- ②人的被害*
- | | |
|-----|-------|
| 死者 | 17 人 |
| 負傷者 | 675 人 |
- ※：朝4時・火災なしの場合

《計画の期間》

平成20年度から平成27年度まで

《耐震化の現状と目標》

現状（平成19年）

耐震化率	住宅*	特定建築物*	うち市有特定建築物*
	54.5%	72.6%	75.6%



目標（平成27年度末まで）

耐震化率	住宅*	特定建築物*	うち市有特定建築物*
	90%	90%	概ね全施設

市有建築物*の耐震化は、財政事情を考慮しつつ計画的に耐震化を推進

※住宅、特定建築物、市有特定建築物等とは

住 宅：住宅、分譲共同住宅

特定建築物：多数の者が利用する建築物（学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅等で一定規模以上のもの

市有特定建築物：市有の建築物で多数の者が利用するもの

市有建築物：原則、非木造の2階以上又は延べ面積200㎡超の防災拠点施設、避難施設、救護施設、社会福祉施設、不特定多数人数収容施設、特定多数人数収容施設

《耐震化促進に向けた取り組み方針》

◆住宅・建築物所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題と
いった認識を持って主体的に耐震化に取り組むものとします。

◆本市の役割

本計画に基づき、県及び建築関係団体等と連携し、優先的に耐震化すべき建築物や地域
の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。市民に対しては「自らの生命は自
らが守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、地
域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓
口の設置を行います。

《対象地域・対象建築物》

- ・市内全域を対象とし、第3次被害想定調査において被害が大きい地域を優先的に進めま
す。
- ・原則として、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たさない建築物のうち住宅、特定
建築物、特定建築物以外の建築物（災害時に重要な施設、多数の者が利用する施設、耐震
性の劣る建築物）、市有建築物を対象とします。

《耐震診断及び耐震改修を図るための施策》

- ・「木造住宅耐震診断助成事業」「木造住宅耐震改修工事助成事業」の実施
- ・「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」「住宅ローン減税制度」等の活用
- ・特定建築物等の台帳を整備し、耐震診断・耐震改修の進行管理の実施
- ・緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進

《啓発及び知識の普及に関する施策》

- ・地震ハザードマップの全戸配布、ホームページへの掲載
- ・耐震診断・耐震改修に係わる相談窓口の設置
- ・市民の防災意識の向上を図るための講演会や出前講座の実施
- ・室内の家具等転倒による被害を防止するための具体的な方法についての情報提供
- ・行政区、NPO等との連携による取り組みの推進

《耐震化を促進するための指導・勧告の実施》

- ・特定建築物の所有者に対して「指導」「助言」を行い、必要に応じて「勧告」又は「命令」
を実施

《関連施策》

- ・中学生及び高校生を対象とした防災教育の実施
- ・倒壊のおそれのあるブロック塀の改善指導及び支援事業の実施
- ・非構造部材（落下物）と建築設備の落下・転倒対策の推進、エレベーターの閉じこめ防止策
に関する所有者・管理者等への安全確保の推進
- ・建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備
- ・「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を活用した建築物の耐震化の推進方策等の検討・情
報交換

～お問い合わせ先～ 大崎市 建設部建築住宅課

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号 TEL. 0229-23-8057